

令和元年度第2回

一宮市都市計画審議会  
議事録

一宮市都市計画審議会

## 一宮市都市計画審議会議事録（令和元年度第2回）

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和2年2月12日午後3時00分、本庁舎11階1102会議室に招集された。

### 記

#### 1. 諮問事項

議案第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定

議案第2号 一宮市立地適正化計画の変更

#### 2. 付議事項

議案第3号 特殊建築物の敷地の位置について

#### 3. 報告事項

報告第1号 一宮市緑の基本計画の改定について

報告第2号 市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について

#### 4. 出席委員 12名

秀島 栄三、小野 悠、豊島 半七、

鶴飼 和司、河村 弘保、中村 かずひと、彦坂 和子、八木 丈之、

遠藤 一雄、杉本 哲史（代理出席：小出 之弘）、田中 浩（代理出席：山田 達也）、富山 弘美

#### 5. 欠席委員 5名

牛田 幸夫、櫻木 耕史、宮本 由紀、

渡部 晃久、森 律子

#### [事務局]

まちづくり部長 山田 芳久

まちづくり部次長 今枝 靖和

都市計画課長 勝野 直樹

同都市計画・庶務G専任課長 田内 誠一

同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 牛田 貴史

同G担当 坂田 明穂

建築指導課長 武市 力也

同G課長補佐 野田 淳一

清掃対策課長 星野 泰久

公園緑地課長 山本 篤人

同G課長補佐 小椋 貴史

同建築安全推進G専任課長 三浦 和幸

同G主査 板倉 満美子

同減量・リサイクルG課長補佐 加藤 昭

同整備G専任課長 堀田 恭史

開 会  
事 務 局

会 議 顛 末  
午後3時00分

(開会のことば)

大変お待たせいたしました。ただいまより、令和元年度 第2回 一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員12名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

なお、牛田委員、櫻木委員、宮本委員、渡部委員、森委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。

また、田中委員及び杉本委員は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課長の山田様、愛知県尾張農林水産事務所一宮支所建設課主幹の小出様に代理出席いただいております。

なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長  
会 長

会長を務めさせていただきます、秀島でございます。

本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。

本日は、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定と一宮市立地適性化計画の変更の2議案が諮問されており、前回からの継続議案であります、特殊建築物の敷地の位置についての1議案が付議されております。また報告事項として、一宮市緑の基本計画の改定についてと市街化調整区域内地区計画運用指針の改定についての2案件がございますので、よろしく願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長  
会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第9条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

議事録署名者は、議席順をお願いしておりますので、八木委員と遠藤委員をお願いいたします。

(議案の審議)

会 長  
会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定、議案第2号一宮市立地適性化計画の変更は関連しておりますので、併せてご審議賜りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会長

はい。

事務局

それでは、議案第1号、議案第2号、両議案について説明させていただきます。以降着座にて失礼します。

本議案につきましては、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定、及び一宮市立地適正化計画の変更にあたり都市計画審議会の意見をお聴きするものでございます。

はじめに、両議案に係るパブリックコメントについてご説明いたします。

前回の審議会でお示ししました、一宮市都市計画に関する基本的な方針素案及び一宮市立地適正化計画変更案を、令和元年12月16日から、令和2年1月17日までの期間でパブリックコメントを実施し、それぞれ1名の方から合せて4件のご意見をいただきました。

いただきましたご意見の概要と、それに対する市の考えを、それぞれ別紙にまとめております。

それでは議案第1号からご説明させていただきます。議案第1号の別紙をご覧ください。

1番目のご意見の、都市ゾーンなどのゾーン分けには反対で、市街化調整区域にも新しい市民を呼び込むべきだ、というご意見につきましては、ゾーン分けは愛知県の尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しており、市街化調整区域でも利便性の高いエリアにおいては市街化区域への編入や地区計画制度を活用する方針としております、としております。

3番目のご意見の、今伊勢町の狭あい道路の解消はのこぎり屋根の保全をしつつ、狭あい道路に離合地点を増やしていくべきだ、というご意見につきましては、のこぎり屋根などの特徴ある建築物については、景観保全と有効活用の検討を図る方針です。また、狭あい道路の解消の手法につきましては、ご意見を今後の参考とさせていただきます、としております。

なお、本編につきましては、パブリックコメントのご意見による変更点はない案となっておりますので、ご説明は省略させていただきます。

以上で議案第1号のご説明を終わります。

それでは次に、議案第2号をご説明させていただきます。議案第2号の別紙をご覧ください。

開明駅や石刀駅周辺、過去の工業地、一宮岩倉線のバス停周辺も居住誘導地域にすべきだ、というご意見につきましては、ご指摘の場所はいずれも市街化調整区域でございますので、法律上居住誘導区域は市街化調整区域に設定することはできません、としております。

また、こちらも本編につきましてはパブリックコメントのご意見による変更点はない案となっておりますのでご説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号のご説明を終わります。

今後の手続きとしましては、本日、ご審議いただきましたのち、3月に開催予定の策定

委員会に諮り、6月の市議会に報告後、一宮市都市計画に関する基本的な方針につきましては公表し、一宮市立地適正化計画につきましては、6月に事前公表し、8月に公表する予定でございます。この一宮市立地適正化計画の事前公表につきましては、居住誘導区域外に、一定程度の住宅を建築しようとする場合、工事着手の30日前までに届出が必要となることから、8月の公表に先立ち、1ヶ月以上前に事前公表し、周知を図るものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員 第1号議案の方ですが、2ページにマスタープランの位置付けと構成、下の方に主な関連計画、本当に色々な計画と連携しているというのがよくわかります。そして18ページからは人口密度、人口減少化における生活サービス施設の状況、24ページには災害、特に液状化の危険度などが記載されており、その後に地域別の問題などが書かれています。策定された後に、これだけ多くの計画と連携があるので、例えば年に一回それぞれの所管の課の方々と進捗状況や課題などを話し合う場がもたれるのでしょうか。

事 務 局 色々な関連計画と整合性をとった後、進捗状況を確認する場があるかどうかということですが、マスタープランそのものにはそういった場はありません。その他の計画の中で進捗状況の確認をすることはあると思います。

会 長 ですが、102ページの進捗管理にてマスタープラン、立地適正化計画について見直すときに、すり合わせは行うのではないのでしょうか。

事 務 局 5年に1回や10年に1回というスパンであれば改定時期はあります。

委 員 5年に1回とかなので、例えばそれをもっと短くした1年に1回ということではないということですね。

2つ目の質問ですが、47ページの都市防災の方針のところでも真ん中辺りに農地は災害時の避難空間など防災上重要な機能を有することから防災協力農地制度の活用を検討とありまして、その用語の解説が107ページに載っています。107ページの一番上に防災協力農地制度のことが書かれているのですが、もう少し詳しく教えていただきたいのと、実際この制度を活用されて何か具体化されているものがあるのかどうか教えてください。

会 長 まず一般論的には、災害の時には廃棄物やがれきが生じると、食料などの緊急物資等の置き場所が大規模災害のときには必ず自治体では困ることになります。これは農家が必ず果たさなければいけないという訳ではなくて、協力制度ですから、自治体が要請すれば、可能であれば受け入れていただきたいという制度だと理解しておりますけども、他に何かあれば教えてください。

事 務 局 この制度自体を活用するというのではなくて、検討するという段階ですので、具体的

にお話はしておりません。

委員 ご説明ありがとうございます。議案第1号に関して、別紙のパブリックコメントの回答に関して確認したいことがございます。パブリックコメントの中で地区計画を活用する方針としているということですが、地区計画制度の活用が今後重要となってくると思っているのですが、そんな中で地区計画というのはなかなか市民の皆様にとってはなじみがない制度かなと思っております。そんな中で一宮市として現状及び今後どうやって市民の皆様がこのような制度があるというのを周知していくのかを教えてください。

事務局 地区計画のPR等はウェブサイトや広報の中で行っております。また説明を直接聞きたい、教えて欲しいというお話があれば、こちらからお伺いして出前一聴等を開催させていただいております。

委員 私の方でもウェブサイトを見まして、だいぶ更新されてわかるようになってきたかなと思ったのですが、以前この都市計画に関する基本的な方針の改定に基づく説明会で各地域を回られたと思うのですが、地域のみなさんがなかなか集まらなかったという状況があります。その時はPRの仕方はどうだったのだろうと言われていたのを考えますと、今では不十分かなと思います。今土地を所有している方はご年配の方も多くおられますので、ウェブサイトではなかなかわかりにくい。広報で見るとかといっても掲載面積は小さい。そうなってくると使える手段としては回覧板とかになってきますので、少し予算はかかるかもしれないのですが地域のみなさんに地区計画制度があることや実際活用するとこんなまちなりとかこんなことができるよとか、しっかりPRしていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。色々と検討させていただきます。

会長 他にご意見はございませんか。  
それでは、採決をさせていただきます。  
議案第1号一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございました。  
ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定します。

会長 続きまして、議案第2号一宮市立地適正化計画の変更について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。  
ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長 続きまして、前回からの継続審議の議案であります議案第3号特殊建築物の敷地の位置  
について、をご審議賜りたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 議案第3号特殊建築物の敷地の位置について説明させていただきます。以降着座にて失  
礼いたします。  
本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基  
準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうか  
をご審議いただくものでございます。早速でございますが、議案第3号をご覧ください。  
付議理由といたしまして、一宮市内において、一般廃棄物、木くずを適正に処理するた  
め、破碎施設を新設しようとするものでございます。1枚はねていただきまして、申請者  
は高橋造園土木有限会社代表取締役高橋丈二、名称は高橋造園土木有限会社廃木材リサイ  
クル施設、敷地の位置は一宮市萩原町西御堂字南江西19番、敷地面積は998.88㎡。  
処理施設の処理能力は、木くずの破碎を1日当たり66.00tでございます。建築物は、  
事務所棟、街路樹廃木材置場棟及びバイオマス化施設棟の3棟で、延べ面積の合計は、  
187.44㎡でございます。申請者は、平成7年より一宮市で造園工事を中心とした、  
都市公園などの管理で、樹木の剪定、公共施設や公園の遊具の点検、造園工事の設計施工  
管理の事業を行っております。現在は、街路樹の剪定等で発生した廃木材の8割を市の  
環境センターで焼却し、2割は市外で肥料化しておりますが、今回の施設はこれらの廃木  
材を破碎してチップ化し、そのチップをバイオ菌により有機バイオ肥料とするものであり  
ます。取扱う廃木材は、一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分類され、街路樹や公園の樹  
木の剪定・伐採をしたものを一般廃棄物、道路工事などの土木工事等に伴う樹木の伐採・  
伐根で発生したものを産業廃棄物として取扱います。これらの樹木の破碎の処理能力がそ  
れぞれ1日当たり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可が必要とな  
ったものでございます。なお、産業廃棄物の許可に伴う愛知県都市計画審議会には、令和  
2年2月13日に付議いたします。  
次に、1枚はねていただきまして、総括図をご覧ください。図面上が北となっております。  
図面左下の赤丸で示した建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地  
は一宮市と稲沢市の市境に位置し、一宮市役所から南西に直線距離で約6kmの市街化調  
整区域に位置しております。また、隣接する稲沢市側も市街化調整区域となっております。  
次に、1枚はねていただきまして、付近状況図をご覧ください。建設地は図面中央の赤  
い斜線で示した部分です。敷地の北側は、市道0110号線を挟んで工場、東側は光堂川  
の側道の一宮市道788号線、西側は水路を挟んで田がございます。今回の建設地から最  
も近い住宅までの距離は約380mとなっております。

次に、1枚はねていただきまして、計画図をご覧ください。この計画図のみ右が北となっております。この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫枠は廃木材の破砕機でございます。搬入された廃木材の流れとしましては、一般廃棄物の廃木材は敷地南に設置する街路樹廃木材置場棟に保管します。また産業廃棄物の廃木材は、敷地西側の破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い保管します。次にこれらの廃木材は紫枠の破砕機でチップ化し、一般廃棄物のチップは敷地北東に設置するバイオマス化施設棟で肥料化します。また、産業廃棄物のチップはバイオマス化施設棟と事務所棟の間にある破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い保管します。なお、産業廃棄物のチップは、全て肥料原料又はバイオマス発電の燃料として売却します。敷地への出入りは、北側の12.06mの市道0110号線からでございます。図面では黒い三角印で示してございます。搬入車両については、1日6台程度を見込んでおり、敷地周辺での待機の無いように管理をします。また、敷地の周囲には緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設けて周辺環境への配慮に努めてまいります。なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音振動等は、全て環境保全目標をクリアしております。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

続きまして、継続審議となりました経緯に関するご意見等を簡単にご説明させていただきます。お手元の資料を1枚はねていただきまして、第1回一宮市都市計画審議会の意見及び市の対応をご覧ください。こちらは前回の都市計画審議会での主なご意見とそれに対する市の対応について、まとめさせていただきました。主だった2項目について説明させていただきます。同一事業を行う既存の事業者があり、過去に許容量以上の廃棄物の受入れをし、屋外での野積みの結果、火災が発生した事例があるため、同じ事業を行なう事に反対である、というご意見につきましては、建築計画については建築基準法第51条ただし書きの建築許可基準を満たしているため、当該敷地の位置は都市計画上支障がないと考えますが、いただきました廃棄物処理事業運用上の懸念事項についてのご意見につきましては、事業遂行においては重要であると思っておりますので審議会からの意見として事業者に伝えます。

次に、1枚はねていただきまして、7番目の敷地東側の光堂川について、近年増加している川の氾濫に公害防止上設置している塀は耐えることができるのか、そういった際に廃棄物が敷地外に流れ出さない構造とする必要があるのではないのか、というご意見につきましては、建築基準法や一宮市で定めている建築基準法第51条ただし書きの建築許可基準には規定されていない内容であるため指導ができません。ただ、今回の計画敷地は北側出入口から南にいくほど敷地を高くする計画であり、公害防止上有効な高さ3mの鉄板柵の外側に設けた緑地帯を敷地より15cm高くすることにより敷地内へ氾濫水が入りにくくするといった一定の配慮はなされております。更に、受入れる廃棄物は樹木の剪定材であり、堆肥化で使用するバイオ菌につきましても人体に影響があるものではないため、仮に廃木材や堆肥化されたチップ材が流出しても廃棄物の成分による周辺への影響はないと考えております。また、都市計画審議会において光堂川の氾濫による周辺環境への影響についてのこのようなご意見があったこと、及び更なる配慮が可能であればお願いしたい旨を事業者に伝えようと考えております。その他のご意見の詳細につきましては、お手数ですがお手元の別紙資料をご覧くださいと思います。以上、簡単でございますが、継続

審議となりました経緯に関するご意見等の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

会 長            それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員            前回、第1回の時に、色々と問題提起をさせていただきましたが、その後担当部局が素早く対応をし、各部局に対して調査をしていただきました。そして今日に至りまして、私の方としても、これだけしっかり担当部局の職員が頑張っていたいただきましたので、可とさせていただきますと思います。

会 長            承知いたしました。他にいかがでしょうか。  
それでは、採決をさせていただきます。  
議案第3号特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めるにご異議ございませんか。

各 委 員            異議なし。

会 長            ありがとうございます。  
ご異議ございませんので、都市計画上支障がないと認める旨、答申することに決定いたします。

会 長            以上をもちまして諮問及び付議案件の審議は終了したいと存じますが、報告案件が2件ございます。  
報告第1号一宮市緑の基本計画の改定についての説明を事務局よりお願いします。

事 務 局            はい、会長。

会 長            はい。

事 務 局            一宮市緑の基本計画の改定について説明させていただきます。  
一宮市緑の基本計画の改定につきまして、都市計画マスタープラン等と同様に、昨年12月16日月曜日から今年の1月17日金曜日までの約1ヶ月の間パブリックコメントに諮った結果、市民の方から頂いた意見及びその回答について報告をさせていただきます。  
なお、本緑の基本計画の内容の修正を行う必要がある意見はございませんでした。  
今回のパブリックコメントにおいて、2名の方々から意見をいただき、報告第1号資料の最後に添付してあります、別紙一宮市緑の基本計画素案への意見に対する市の考え方に7つの項目に分類してまとめております。  
主には、1木曾川河川敷の整備利活用について、2街路樹の維持管理について、3市街地の緑に関する土地利用について及び4公園等の緑の機能についてのご意見を頂いておりますので、詳細は別紙にてご確認下さいますよう、よろしくお願いいたします。  
次に、緑の基本計画の概要についてお手元の計画書案の目次に沿って簡単に説明いたし



することができる対象地区の見直しでございます。議案第2号でご審議いただきました一宮市立地適正化計画変更案において、居住誘導区域の設定の条件でございます、鉄道駅・出張所から800m圏域と整合を図るため、鉄道駅周辺型及び地域拠点地区型の対象地区の範囲を半径約500mから800mへ変更するものでございます。

続きまして、2つ目としまして、地域振興系地区計画の追加でございます。地域振興系地区計画とは、都市計画マスタープランに定める産業拠点を対象に、地域特有の産業、歴史・文化資源などを活用した地域の振興に資する施設を建築することができるといったものでございます。

10ページをお願いいたします。地域振興系の運用基準でございますが、インターチェンジ型としてインターチェンジから半径約1kmの区域及び、半径約2kmの区域で接続する整備済み都市計画道路の沿道において、地区面積1ha以上20ha未満を条件としており、建蔽率60%以下、容積率150%以下、高さ制限10m以下で、商業施設は地区計画面積の10%までを建築できるものとしております。

また、開発許可基準に準じ、道路・公園といった地区施設の配置や規模などの基準も示しておりまして、計画的なまちづくりを行っていくものでございます。

最後に、資料3は新旧対照表となっております。

なお本運用指針は、都市計画マスタープランとあわせて公表する予定でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

会 長                    それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員                    運用指針が改定されるということですが、公表されてからこの内容について詳しく聞きたいということであれば、担当の方から地域に説明に来ていただくということは可能なのでしょうか。

事 務 局                    是非行かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

会 長                    他にはよろしいでしょうか。  
                                  ありがとうございました。  
                                  それでは、報告事項は以上でございますので、事務局に以降の進行をお返しします。

事 務 局                    会長どうもありがとうございました。

(閉会)

事 務 局                    それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第2回一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉 会                    午後3時45分